

ふじみ野市立公民館条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(1) <u>公民館の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。</u></p> <p>(2) <u>利用者の責めに帰することができない理由により、公民館の施設等を利用することができないとき。</u></p> <p>(3) <u>利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</u></p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。</u></p> <p>(1) <u>公民館の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。</u></p> <p>(2) <u>利用権利者の責めに帰することができない理由により、公民館の施設等を利用することができないとき。</u></p>